

県議会のあり方に関する検討委員会次第

平成24年6月19日
(第 1 5 回)

1 開 会

2 協議事項等

(1) 議会基本条例案について

資料 1

資料 2

(2) 委員会報告書について

資料 3

3 そ の 他

4 閉 会

宮崎県議会基本条例案の概要

前文

- 地方自治を取り巻く情勢が大きく変化している中で、本県議会は、これまで県民に開かれた、地方分権の時代にふさわしい新しい議会のあり方を追求し、不断の議会改革に努めてきたところである。
- 多様な行政課題に対して、限られた財源の中での施策の重点化を図ることが必要となってきていることから、県民の意思が適切に県政に反映されるよう、県民の代表である議会が、知事等の事務執行に対する監視及び評価を行いつつ、政策立案及び政策提言に努め、合議制の機関として県民に分かりやすく議論を尽くすことが、ますます重要になってきている。
- ここに、本県議会は、地方分権の一層の深化が展望される中で、今後とも議会の活性化を図りながら、県民の負託に真摯に応えることを改めて決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

第1条 目的

議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を明らかにするとともに、議会と知事等との関係、議会と県民との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託に応え、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

第2条 定義

「知事等」、「本会議等」、「委員会等」、「協議等の場」、「質問等」の定義を定める。

第3条 基本理念

(1) 議会は、県民を代表する機関として、その機能を十分に發揮することにより、眞の地方自治の確立を目指すものとする。

(2) 議会は、二元代表制の一翼を担う存在として、議会の政策意思を明確に示すため、知事等への監視機能を強化するとともに、政策提言型の議会を目指すものとする。

(3) 議会は、多様な県民の意思の調整を図り、これを県政に反映させるため、県民に開かれた議会運営に努めるものとする。

第2章 議員の責務及び活動原則

第4条 議員の責務及び活動原則

- 常に県民全体の利益を考え、県民の負託に応えること
- 調査及び研修活動を通じた資質向上
- 論点を明確にし、県民に分かりやすい質問等
- 議会活動について県民に説明する責務

第5条 会派

- 議会活動を行うための会派の結成
- 所属議員への活動支援、積極的な政策立案・提言
- 会派間の協議及び調整

第4章 議会の機能強化

第8条 議会の機能強化

- 知事等の監視及び評価、政策立案及び政策提言に関する機能の強化

第9条 議会の会期等

- 年間を通じた適切な本会議の開催が可能な会期の設定
- 緊急の課題等に対応するため迅速かつ機動的な臨時会の開催

第10条 予算審議の強化

- 知事への予算調製方針の説明要求と政策提言等
- 予算関連議案の審査等の機能の充実強化

第11条 議員間討議

- 委員会等での積極的な議員相互間の討議
- 議員間討議を通じた積極的な政策立案、政策提言等

第12条 専門的知見の活用

- 専門的事項に係る調査の委託の活用
- 必要に応じ学識経験者等で構成する調査機関の設置

第13条 大規模災害等への対応

- 迅速かつ機動的な調査活動等のための機能の充実強化
- 議員による積極的な調査研究

第14条 調査研究

- 会派及び議員に対する政務調査費の交付
- 政務調査費の使途の明確化

第9章 議会事務局等

第28条 議会事務局

- 議会事務局の機能の充実強化
- 職員の能力向上のための措置

第29条 議会図書室

- 議会図書室の適正な管理運営及び機能強化

第3章 議会運営の原則

第6条 議会運営の原則

- 円滑かつ効率的な運営
- 議員の発言の保障かつ活発な議論
- 公正かつ県民に開かれた運営
- 常任委員会、特別委員会の機能の十分な発揮

第7条 質問等の充実

- 質問等の内容の充実
- 知事等に対して質問等の趣旨確認の発言の許可

第5章 議会と知事等との関係

第16条 知事等との関係の基本原則

- 知事等との緊張ある関係の構築
- 知事等との立場及び権能の違いを踏まえた議会活動

第17条 監視及び評価

- 知事等の事務執行に対する事前・事後の監視責務
- 知事等の事務執行についての評価を明らかにする責務

第18条 政策立案及び政策提言

- 議員提案の条例制定、委員会等による政策立案等

第6章 議会と県民との関係

第19条 県民の議会活動への参画の確保

- 県民の議会活動に参画する機会の確保
- 参考人、公聴会等の制度の積極的な活用

第20条 議会の説明責任

- 議会活動に関する県民への説明責任

第21条 広報及び広聴の充実

- 多様な媒体を活用した積極的な広報及び広聴

第22条 委員会等の公開

- 委員会等の原則公開

第23条 議会活動に関する資料の公開

- 議会活動に関する資料の公開及び会議録の閲覧

第7章 議会活性化の推進

第24条 議会活性化の推進

- 既存の制度等に対する不断の見直し

第25条 議会活性化推進会議

- 必要に応じ議会活性化推進会議の設置

第26条 議員定数及び選挙区

- 議員定数及び選挙区の規定

第8章 政治倫理

第27条 政治倫理

- 議員としてふさわしい品性と識見ある行動
- 議員の資産等の公開、政治倫理

附則

公布の日から施行

第10章 補則

第30条 この条例と他の条例等との関係

- 議会に関する他の条例等を制定・改廃する際の本条例の趣旨の尊重

第31条 条例の見直し

- 県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえた本条例の見直し

宮崎県議会基本条例案

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 議員の責務及び活動原則（第4条・第5条）
- 第3章 議会運営の原則（第6条・第7条）
- 第4章 議会の機能強化（第8条－第15条）
- 第5章 議会と知事等との関係（第16条－第18条）
- 第6章 議会と県民との関係（第19条－第23条）
- 第7章 議会活性化の推進（第24条－第26条）
- 第8章 政治倫理（第27条）
- 第9章 議会事務局等（第28条・第29条）
- 第10章 補則（第30条・第31条）
- 附則

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)や地方分権改革推進法(平成18年法律第111号)の施行などによる地方公共団体の自己決定権と責任の範囲の拡大に伴い、二元代表制の一翼を担う地方議会の役割や責務が増大し、議会機能の充実強化が求められるなど、地方自治を取り巻く情勢が大きく変化している中で、本県議会は、これまで県民に開かれた、地方分権の時代にふさわしい新しい議会のあり方を追求し、不断の議会改革に努めてきたところである。

今、我が国においては、これまでの動きに加えて、更なる地方分権の進展を求め、地方から次世代に向けた新たな取組が始まっている。しかしながら、一方で、地方財政は、国家財政とともに極めて厳しい状況に陥っており、多様な行政課題に対して、限られた財源の中での施策の重点化を図ることが必要となってきた。

したがって、県民の意思が適切に県政に反映されるよう、県民の代表である議会が、知事等の事務執行に対する監視及び評価を行いつつ、政策立案及び政策提言に努め、合議制の機関として県民に分かりやすく議論を尽くすことが、ますます重要になってきている。

ここに、本県議会は、地方分権の一層の深化が展望される中で、今後とも議会の活性化を図りながら、県民の負託に真摯に応えることを改めて決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を明らかにするとともに、議会と知事等との関係、議会と県民との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託に応え、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 知事等 知事その他の執行機関をいう。
- (2) 本会議等 本会議及び委員会等をいう。
- (3) 委員会等 委員会及び協議等の場をいう。
- (4) 協議等の場 議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。
- (5) 質問等 質問又は質疑をいう。

(基本理念)

- 第3条 議会は、県民を代表する機関として、その機能を十分に發揮することにより、眞の地方自治の確立を目指すものとする。
- 2 議会は、二元代表制の一翼を担う存在として、議会の政策意思を明確に示すため、知事等への監視機能を強化するとともに、政策提言型の議会を目指すものとする。
- 3 議会は、多様な県民の意思の調整を図り、これを県政に反映させるため、県民に開かれた議会運営に努めるものとする。

第2章 議員の責務及び活動原則

(議員の責務及び活動原則)

- 第4条 議員は、県民の代表として常に県民全体の利益を考え、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託に応えるものとする。
- 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- 3 議員は、本会議等において質問等を行うに当たっては、質問等の論点を明確にし、県民に分かりやすくするよう努めるものとする。
- 4 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。

(会派)

- 第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
- 2 会派は、所属議員の活動を支援するとともに、積極的な政策立案及び政策提言に努めなければならない。
- 3 会派は、円滑かつ効率的な議会の運営に資するため、必要に応じて、会派間の協議及び調整に努めるものとする。

第3章 議会運営の原則

(議会運営の原則)

- 第6条 議会は、合議制の機関として、その機能が十分に發揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。
- 2 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、活発な議論が行えるように努めなければならない。
- 3 議会は、公正かつ県民に開かれた運営に努めなければならない。
- 4 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に發揮するよう運営しなければならない。
- 5 特別委員会は、社会情勢の変化等に伴う新たな県政の課題に対応して設置し、その機能を十分に發揮するよう運営しなければならない。

(質問等の充実)

- 第7条 議員は、本会議等において質問等を行うに当たっては、第4条に規定する議員の責務及び活動原則を自覚し、その内容の充実に努めるものとする。
- 2 本会議等において、説明のため議会から出席を求められた者は、議長、委員長又は協議等の場の会務を総理する者の許可を得て、質問等を行う者に対して答弁に必要な範囲内において質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

第4章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

- 第8条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(議会の会期等)

- 第9条** 議会は、県政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができるよう、会期を定めるものとする。
- 2 議会は、緊急の課題等に対応するため、迅速かつ機動的に臨時会を開くことができるよう努めるものとする。

(予算審議の強化)

- 第10条** 議会は、知事に対し、予算の調製の方針についての説明を求め、政策提言等を行うものとする。
- 2 議会は、予算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための機能の充実強化に努めるものとする。

(議員間討議)

- 第11条** 議員は、議会の機能を十分に發揮するため、委員会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。
- 2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

(専門的知見の活用)

- 第12条** 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託を活用するものとする。
- 2 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(大規模災害等への対応)

- 第13条** 議会は、大規模災害等の発生に際して迅速かつ機動的に調査活動等を行うための機能の充実強化に努めるものとする。

(調査研究)

- 第14条** 議員は、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、県民の負託に応えるため、調査研究に積極的に努めるものとする。

(政務調査費)

- 第15条** 議員の調査活動、広報広聴活動等の調査研究に資するため必要な経費の一部として、宮崎県政務調査費の交付に関する条例(平成13年宮崎県条例第29号。次項において「政務調査費交付条例」という。)で定めるところにより、会派及び議員に政務調査費を交付する。
- 2 会派及び議員は、政務調査費交付条例で定めるところにより、政務調査費の使途を明らかにしなければならない。

第5章 議会と知事等との関係

(知事等との関係の基本原則)

- 第16条** 議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県勢の発展に取り組まなければならない。
- 2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(監視及び評価)

第17条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提言)

第18条 議会は、議員提案による条例の制定又は決議、特別委員会等の審査又は調査等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

第6章 議会と県民との関係

(県民の議会活動への参画の確保)

第19条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の制度の積極的な活用に努めるものとする。

(議会の説明責任)

第20条 議会は、議会運営、政策立案等の議会活動に関し、県民に対して説明する責務を有する。

(広報及び広聴の充実)

第21条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、議会活動に関して多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるものとする。

(委員会等の公開)

第22条 議会は、県民に開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(議会活動に関する資料の公開)

第23条 議会は、県民に開かれた議会運営に資するため、議会活動に関する資料を、宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）で定めるところにより公開するとともに、本会議及び委員会の会議録を県民が閲覧できるようにするものとする。

第7章 議会活性化の推進

(議会活性化の推進)

第24条 議会は、その機能を十分に發揮し、県民の負託に応えられるよう、議会活性化に継続的に取り組むなど、既存の制度や運営の方法等について、不斷の見直しを行うものとする。

(議会活性化推進会議)

第25条 議会は、議会活性化の推進に関する基本的事項について協議又は調整を行うため、議会活性化推進会議を設置することができる。

(議員定数及び選挙区)

第26条 議員の定数及び選挙区は、議会が県民の意思を県政に反映する機能を十分に發揮するとともに、議会を能率的に運営しその意思決定を円滑に行うことができるよう、県議会議員の定数を定める条例（平成14年宮崎県条例第26号）及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和33年宮崎県条例第28号）で定める。

第8章 政治倫理

(政治倫理)

- 第27条** 議員は、県民の負託を受けた代表として県政に携わる権能と責務を深く認識し、県民全体の利益の実現を図るために、議員としてふさわしい品位と識見をもって行動するものとする。
- 2 議員の資産等の公開については、政治倫理の確立のための宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年宮崎県条例第38号）の定めるところによる。
- 3 前2項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。

第9章 議会事務局等

(議会事務局)

- 第28条** 議会は、政策立案及び政策提言に関する能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化に努めるものとする。
- 2 議長は、議会事務局職員の能力を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

(議会図書室)

- 第29条** 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

第10章 補則

(この条例と他の条例等との関係)

- 第30条** この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

(条例の見直し)

- 第31条** 議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県議会のあり方に関する検討委員会
報告書（案）

平成24年6月 日

県議会のあり方に関する検討委員会

目 次

I	県議会のあり方に関する検討委員会の設置	1
II	活動の概要	1
1	委員会活動方針・計画	1
2	検討項目	2
3	条例制定に向けての検討	2
(1)	条例に盛り込む項目に関する具体的な検討	2
①	議会の機能強化	3
ア	予算審議の強化	3
イ	議会の会期	4
ウ	反問権	5
エ	議員間討議	6
②	知事等と議会との関係	7
ア	監視機能の強化	7
イ	政策立案及び政策提言	8
③	議会と県民との関係	9
ア	県民意思の反映	9
イ	広報広聴活動の充実	10
ウ	県民（請願者等）への説明責任	11
(2)	条例に盛り込む項目及びその順序等	12
(3)	政策条例検討会議への議会基本条例制定の提案	12
(4)	条例要綱案の確認等	13
III	結び	14
IV	委員会設置等資料	15
1	県議会のあり方に関する検討委員会の設置	16
2	県議会のあり方に関する検討委員会の設置期限延長	17
3	県議会のあり方に関する検討委員会規程	18
4	委員名簿（平成23年6月15日～平成24年4月17日）	19
5	委員名簿（平成24年4月18日～現在）	20
6	委員会活動経過の概要	21
《	参考資料》	23
1	委員会活動方針・計画	24
2	県外調査における調査事項の概要	25
3	宮崎県議会基本条例の基本構成（案）	27
4	宮崎県議会基本条例案	28

I 県議会のあり方に関する検討委員会の設置

県議会のあり方に関する検討委員会は、平成23年6月定例会において、県議会の今後のあり方に関する協議又は調整を行うことを目的に設置されたものです。

II 活動の概要

近年、地方分権の進展に伴い、住民が地方公共団体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の一翼を担う存在として、議会の果たすべき役割及び責務の重要性が増大し、議会機能の更なる充実強化が求められています。

また、地方選挙の投票率低下にも現れているように、県議会を遠い存在と感じている県民が増えてきている中で、県民の負託を受けた議員、そして県議会には、これまで以上に、県民に対して積極的に情報提供を行うとともに、県民の多様な意見を聴き、これを調整し県政に反映させるなど、県民との距離を縮める努力が求められています。

このような社会情勢を背景に、平成23年の改選後の初議会等において、今後の県議会はどうあるべきかといった議論がなされる中、当委員会は、平成23年6月の本会議において、会議規則第120条第2項の規定に基づく「協議又は調整を行うための場」として、全会一致で設置されました。

その後、当委員会では、「議会基本条例の制定」を最優先で取り組むべき検討課題と位置付け、会議の開催はもとより、三重県議会等の先進地調査を通して、どのような項目を本条例に盛り込むかを中心に検討を進めてまいりました。

以下、これまでの当委員会の活動の概要について、御報告いたします。

1 委員会活動方針・計画

当委員会の活動方針・計画については、座長が示した活動方針・計画（案）をもとに協議が行われ、一部修正の後、全会一致で決定されました。

（委員会活動方針・計画：参考資料－1）

2 検討項目

当委員会で検討する項目については、各会派からの提案をもとに、その絞込み、仕分けが行われ、次のとおり決定しました。

① 当委員会で検討する項目

議会基本条例の制定を視野に、条例に盛り込む項目について、今後検討する。

② 別の協議の場で検討する項目

選挙区割・定数の見直し、政務調査費・応接旅費・議員報酬のあり方については、別の協議の場で検討する。

また、今後、当委員会で行う、条例に盛り込む項目に関する具体的な検討は、次の3項目を柱に行うこととなりました。

1 議会の機能強化

① 予算審議の強化

② 議会の機能強化（議会の会期、反問権）

③ 議員間討議

2 知事等と議会との関係

・ 知事との関係の基本原則

（①監視機能の強化、②政策立案及び政策提言）

3 議会と県民との関係

① 県民意思の反映

② 広報広聴活動の充実

③ 県民（請願者等）への説明責任

3 条例制定に向けての検討

(1) 条例に盛り込む項目に関する具体的な検討

条例に盛り込む項目に関する3項目の柱の具体的な検討は、全国の都道府県の状況等について事務局から説明があった後、順次行われました。

また、平成23年10月26日から28日にかけては、既に議会基本条例を制定している長野県、三重県、奈良県議会を議会運営委員会の県外調査を兼ねて訪問し、同条例の運用状況等について調査を行いました。

（県外調査における調査事項の概要：参考資料－2）

各検討項目に関する本県及び全国の状況、委員会での検討経過・結果等については、次のとおりです。

① 議会の機能強化

ア 予算審議の強化

予算審議について、本県議会における予算審査は、所管する常任委員会で部局ごとに行われており、予算審査を専門に行う特別委員会等（以下「予算委員会」という。）は設けられていません。

全国の状況をみると、予算委員会を設置している団体は28団体あり、そのうち三重県は常任委員会として設置されています。また、委員会の委員の構成は、全議員で構成している団体が2団体、議長又は正副議長を除く全議員で構成している団体が7団体、一部の議員で構成している団体が19団体となっています。

※ 全国の状況は平成23年8月1日現在の調査時点もの。以下同様。

委員会では、委員から「議案としての予算案を審査するだけではなく、その前の予算編成方針の策定、各部局の予算要求といった早い段階から議会として関与すべきではないか。」、「予算に関する執行部からの説明を、会期内の委員会開催前にやるようにしてはどうか。」といった意見や「設置形態は予算常任委員会がベストだが、特別委員会でもよいのではないか。」といった意見がありました。

その後、県外調査を踏まえさらに検討したところ、委員から「予算委員会の設置については、設置形態を含め今後協議すればよい。」、「知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視することを含め、具体的なことは条例制定後に協議してはどうか。」といった意見があり、最終的に次のような結果に至りました。

検討の結果

条例化する方向で一致。なお、具体策については、別途協議する。

イ 議会の会期

議会の会期について、本県議会においては、「議会の定例会の回数を定める条例」の規定により、定例会は年4回とされています。

全国の状況をみると、定例会の回数の見直しを行っている団体は、秋田県、神奈川県、三重県、大阪府の4団体であり、会期日数は、いずれも年間130日から240日程度となっています。本県の会期日数は平成23年度で109日であり、最大の240日と比較すると約半分程度となっています。

会期の見直しによる効果としては、招集手続きを経ずに議長の判断で随時、本会議を開催できるなど機動的・弾力的な議会運営が可能となることから、災害等の突発的な事件や緊急の行政課題が発生した場合に速やかに対応できること、意見書案・決議案等の時宜にあった議決を行いやすくなること、知事の専決処分案件が減少することなどが挙げられます。

一方、課題としては、本会議、委員会等の開催回数が多くなることから、開催経費が増加すること、執行部の行政能率に影響を及ぼすおそれがあることのほか、会期日数が多くなり閉会中の期間が短くなることから、執行部の行事予定が立てにくくなるおそれや、地域での議員活動の時間が少なくなるおそれがあることなどが挙げられます。

委員会では、これらの効果と課題にも配慮しながら検討が行われました。委員からは「会期を2回に分けて、それぞれの会期を長くとってはどうか。」、「現状のままでいいが、条例に『定例会の回数は、定例会回数条例で定める』というような規定を入れる方法もある。」といった意見が出されました。

その後、県外調査を踏まえさらに検討したところ、「会期については、現状のとおりでよいのではないか。」、「昨年（平成22年）の口蹄疫等の経験を踏まえ、緊急時に議会が開催できるような方法を考える必要がある。」といった意見が出され、最終的に次のような結果に至りました。

検討の結果

現状のとおり（定例会4回）とする方向で一致。なお、緊急時の議会開催のあり方については、今後議論を深める。

ウ 反問権

反問権について、本県議会においては、知事等による反問を認めていません。

全国の状況をみると、議会基本条例を制定している16の団体のうち、反問権について規定し、本会議や委員会において知事等に対し反問権を認めている団体は8団体となっています。

また、その内訳は、答弁に必要な範囲内で質疑等の趣旨を確認することができるとしている団体が5団体、答弁を的確に行うことができるよう反問することができるとしている団体が2団体、質疑等に対して質問又は意見を述べることができますとしている団体が1団体となっています。

委員会では、委員から「反問権という言葉が適當か。」、「趣旨確認程度という緩やかなルールにすべきだ。」といった意見や、「趣旨確認程度なら、現状どおりなので、特に規定する必要はない。」といった意見がありました。

その後、県外調査を踏まえさらに検討したところ、「奈良県のように、『質問等の充実』という条文の中で、『答弁に必要な範囲内において趣旨を確認するための発言をすることができる』という程度で触れればよいのではないか。」といった意見があり、最終的に次のような結果に至りました。

検討の結果

奈良県の条文にならい、趣旨確認程度の発言ができることを条例に盛り込む方向で一致。なお、「反問権」という表現は使わない。

工 議員間討議

議員間討議について、本県議会においては、議員間討議として明確に位置づけて行っている事例はありません。

全国の状況をみると、議会基本条例等に議員間討議の活用を明記している団体は17団体あり、このうち過去に議員間討議を行った団体が13団体となっています。

この13団体において、実際にどのような会議で議員間討議を行ったかについては、常任委員会または特別委員会が9団体、本会議が3団体、その他が2団体となっています。また、その際の議員間討議の議題は、知事提出議案または請願・陳情を含む議員発議案についてが9団体、政策課題についてが2団体、その他が2団体となっており、議員間討議の際に執行部が同席しているかどうかについては、10団体が同席となっています。なお、長野県においては、常任委員会等において、付託事件や所管事務一般に関連して委員が質疑を行う前に、委員長が議員間討議を促しているといった事例も見受けられます。

委員会では、委員から「議論を活発にし、委員間の認識を深めるため、委員会において、執行部同席の上、議員間討議をしてはどうか。」、「その際、審査時間の問題もあるので、きちんとしたルールを作るべきだ。」といった意見が出されました。

その後、県外調査を踏まえさらに検討したところ、「議員間討議を活用し、その際、必要に応じて執行部に同席してもらう方法でいいのではないか。」、「三重県は、議員間討議の場として、委員会だけでなく、調査機関や政策検討会議も規定している。本県も同様にすべきではないか。」といった意見があり、最終的に次のような結果に至りました。

検討の結果

条例に盛り込むという方向で一致。なお、議員間討議を行う際は、必要に応じて執行部に同席してもらう。

② 知事等と議会との関係

ア 監視機能の強化

知事等執行部の監視のため、本県議会においては、予算・決算議案の審査等、一般的な議会活動のほか、「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」を定め、計画策定段階から議会が関与しているほか、「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」を定め、知事等に対し、出資法人等に関する評価結果等の報告を求めるなどの取組を行っています。

全国の状況をみると、議会基本条例を制定している団体のうち、条例で執行部に対する監視機能について規定している団体が16団体あり、実際に、特別委員会等の方式により予算審査や決算審査を充実した例や、基本計画の策定に関与しているなどの例があります。

委員会では、委員から「他県の取組も本県と特に変わらないので、現状で本県議会がやっていることを、しっかり条文化すればよいのではないか。」、「議会と知事との関係は基本的にどうあるべきかを議論し、基本原則をきちんと定めるべきではないか。」といった意見が出されました。

その後、県外調査を踏まえさらに検討したところ、「三重県の『知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する』と『県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する』という条文は非常に重要である。」といった意見が出され、最終的に次のような結果に至りました。

検討の結果

知事と議会との関係の基本原則を条文化し、「監視及び評価」という条文の中で事務執行の事前・事後の監視を行うとともに、県民にその評価を明らかにするという内容も盛り込むという方向で一致。

イ 政策立案及び政策提言

政策立案及び政策提言として、本県議会においては、意見書・決議の提案等、一般的な議会活動のほか、議員発議による政策条例の積極的な提案等を行っています。

全国の状況をみると、政策立案（政策条例は除く）や、政策提言の充実強化を図るための何らかの取組（特別委員会は除く）を行っている団体は14団体あり、主な取組としては、常任委員会の活動を強化して政策提言を行っている例や、議員提案による政策実現のための政策調整会議（県により若干名称は異なる）を設けている例、事務局組織を再編して職員を増員するなど議会事務局の機能強化を行った例などがあります。

委員会では、委員から「議決して提言したものも予算に反映されていないことが問題。議会に予算の提案権がない以上、特別委員会の中で納得するまで議論するなど、特別委員会のあり方をしっかり検討する必要がある。」、「必要に応じて、外部の専門家による調査機関や諮問機関を設置して、詳しく調査してもらうことがあっていいのではないか。」、「積極的に政策立案が行えるよう、各会派の意見を聞いて、予算に反映するシステムの導入を検討してはどうか。」、「政策立案及び政策提言をより積極的に行うには、まずは議員の資質の向上が大事。会派の研修をしっかり行うなど、資質の向上を図らなければいけない。」といった意見が出されました。

その後、県外調査を踏まえさらに検討したところ、「条文で『必要に応じて、調査機関あるいは諮問機関を設置することができる』とすればよい。」、「知事との緊張関係の中で、本質的には質問をいかに充実させるかが重要である。」といった意見が出され、最終的に次のような結果になりました。

検討の結果

現状の取組のほか、必要に応じて、調査機関や諮問機関を設置できることを条文化する方向で一致。

※ その後、政策条例検討会議の下に設置された議会基本条例策定ワーキンググループでの検討の結果、「諮問機関の設置」については、条文化しないということで整理されました。

③ 議会と県民との関係

ア 県民意思の反映

議会に対する県民意思の把握のため、本県議会においては、県議会ホームページによる意見の受付や県議会傍聴者へのアンケート等を行っています。

全国の状況をみると、県民意思を把握する手段を設けている団体は17団体あり、主なものとしては、県民との対話集会を開催している例や、県議会独自のシステムにより電子メールで県民の声を受け付けている例があります。

委員会では、委員から「参考人や公聴会の積極的な活用、県民との意見交換会の開催など、県民の意向を議会活動に反映できるような機会の確保に努めることが最も重要である。」といった意見が出されました。

その後、県外調査を踏まえさらに検討したところ、「県民の意思を反映させることは、本来議員の責務ではないか。」、「県民の意向を議会活動に反映することを条文に謳うとともに、条例制定後に、県民への説明の場や意見交換の場を設けることを検討してほしい。」といった意見が出され、最終的に次のような結果に至りました。

検討の結果

県民の意向を議会に反映するとともに、公聴会、参考人制度等を積極的に活用し、県民が議会活動に参画する機会を確保することを条文化する。なお、条例化した後に、県民との意見交換や幅広い情報提供、県民が参画できる機会を作るといったことの具体策を議論するという方向で一致。

イ 広報広聴活動の充実

広報広聴活動として、現在、本県議会においては、県広報紙への折込みによる広報紙「県議会の動き」の発行や、代表質問を中心とした年2回のテレビ番組の放映、本会議のインターネット中継等を行っています。

全国の状況をみると、議長等の記者会見を行っている団体が16団体あり、そのほとんどは正副議長就任時や定例会終了後に実施されていますが、三重県においては月1回実施されています。

また、委員会のネット中継については、実施していると回答のあった団体が26団体で、その内訳は、本会議場または大会議室等で開催している予算や決算の特別委員会を中継している団体が18団体と最も多く、通常の常任委員会や特別委員会を中継している団体が6団体などとなっています。

また、定例・臨時県議会を本会議場以外で開催している移動県議会や、夜間・休日議会を行っている団体はありませんでしたが、地域に出向いて、県民との対話集会（報告会や自由な意見交換の場）を開催している団体は、本県でも開催している常任委員会の県内調査における意見交換会を除くと、5団体となっています。

委員会では、他の自治体がネット上で配信している常任委員会等の録画中継の映像を実際に見ながら、事務局から、本県のアクセス状況等の説明があった上で、検討を行いました。

検討の過程では、委員から「多様な媒体を用いて広報広聴活動の充実に努めるというようなことを条文化してはどうか。」、「議会だよりの中身をもう少し充実させてはどうか。」、「議長等の記者会見を実施してはどうか。」といった意見がありました。

その後、県外調査を踏まえさらに検討したところ、「必要に応じて、議長の記者会見を実施してはどうか。」、「広報のあり方については、別途広報委員会で検討してはどうか。」、「予算の関係はあるが、委員会のネット中継は行うべきではないか。」といった意見が出され、最終的に次のような結果に至りました。

検討の結果

多様な媒体を用いた情報提供を行うことを条文化する。なお、委員会のネット中継や議長の記者会見については、広報委員会の中で協議を行うという方向で一致。

ウ 県民（請願者等）への説明責任

請願者への説明については、現在、本県議会においては、議員が独自に説明する場合を除き、採択・不採択という結果を請願者に文書で通知しているのみであり、全国の状況も本県と同様となっています。

委員会では、委員から、「請願者への採択、不採択の説明については、紹介議員が丁寧に説明すべきではないか。」といった意見が出されました。

その後、県外調査を踏まえさらに検討したところ、「請願者への説明は、紹介議員が責任を持って行うということでよいのではないか。」、「三重県は、『議会の説明責任』という条文の中で『県民に対して説明する責務を有する』と規定している。このように『請願』という言葉を使わずに条文化する方がよいのではないか。」といった意見が出され、最終的に次のような結果に至りました。

検討の結果

請願に限定せず、議員の議会活動全般について、県民へ説明責任を果たすことを条文化するという方向で一致。

(2) 条例に盛り込む項目及びその順序等

検討項目の方向性について、それぞれ整理が終了したことから、議会基本条例に盛り込む項目及びその順序について協議を行い、次のとおり決定しました。

- ① 総則
- ② 議員の責務及び活動原則
- ③ 議会運営の原則
- ④ 議会の機能強化
- ⑤ 知事等と議会との関係
- ⑥ 議会と県民との関係
- ⑦ 議会活性化の推進
- ⑧ 政治倫理
- ⑨ 議会事務局等

また、議会基本条例の基本理念等について座長案が示され、条例の基本構成案が決定しました。 (宮崎県議会基本条例の基本構成(案) : 参考資料ー3)

(3) 政策条例検討会議への議会基本条例制定の提案

条例の基本構成案が決定したことから、平成23年12月9日の第11回委員会において、政策条例検討会議に対し、宮崎県議会基本条例（仮称）の制定について提案することを全会一致で決定しました。

なお、条例の制定について提案を受けた政策条例検討会議では、条例化に向けて検討を行うことが決定され、具体的な検討は、政策条例検討会議の下に新たに設けられた議会基本条例策定ワーキンググループにより行われることとなりました。

(4) 条例要綱案の確認等

その後、ワーキンググループにおいては、条例案の検討のため、平成24年6月までに会議が計8回開催されました。

その間、平成24年3月には、ワーキンググループから当委員会に本条例要綱案の内容等の報告があり、確認を行いました。

その際、本条例要綱案には、これまで当委員会で検討を行った項目に加え、大規模災害等への対応に関する項目が新たに盛り込まれていること、また、今後は、広く県民の皆様の御意見等を伺うため、パブリックコメントを行った上で、平成24年6月定例会中に当委員会に対し条例案を提示できるよう作業を進めることの報告がありました。

これを受け、当委員会は、平成24年3月31日までとなっていた当委員会の設置期限を平成24年6月30日まで3か月間延長する方針を決定し、延長に係る議案は2月定例会最終日に本会議において可決されました。

新年度になり、当委員会は多くの委員が入れ替わりましたが、年度初めの会議で、これまでの委員会の活動経過等を振り返った上で、前年度の協議結果等を引き継ぐことの確認を行いました。

その後、6月定例会開会後の6月19日に、ワーキンググループからパブリックコメント実施を踏まえた条例案の報告が行われ、委員会として確認を行いました。

(宮崎県議会基本条例案：参考資料－4)

Ⅲ 結　び

以上、当委員会の活動について御報告しました。

本県議会は、これまで不断の議会改革に努めてきたところですが、このような取組の成果を継承した上で、これまで以上に、議会の機能を充実強化し、県民に開かれた運営に努める必要があることから、そのよりどころとなる基本条例を定める必要があると判断し、前述のとおり、平成23年12月の委員会において、宮崎県議会基本条例（仮称）の制定について提案することを全会一致で決定し、同月に開催された政策条例検討会議において、条例化に向けて更に検討を進めることが決定されました。

その後、政策条例検討会議の下に新たに設けられた議会基本条例策定ワーキンググループにおいて、条例要綱案の取りまとめが行われ、パブリックコメントの実施を経て、平成24年6月定例会に条例案が上程される運びとなりました。

この条例案は、3つの基本理念である、「議会の機能強化」「議会と知事等との関係」「議会と県民との関係」を柱として、議会に関する基本的事項を定めています。

当委員会では、条例の制定に向けて、条例に盛り込むべき項目を中心に議論を重ね、方向性を整理しましたが、この検討が議会基本条例の制定に結びついたことは大きな成果であると考えています。

また、当委員会の委員をはじめ全ての議員が、全国の状況等に照らしながら、改めて本県議会のありようを原点から見つめ直し、県議会はどうあるべきかといった議論を通して、議会活動に対する認識を新たにできたことは、宮崎県議会にとって大変意義深いものとなりました。

しかし、一方で、「予算審議の強化」、「県民意思の反映」及び「広報広聴活動の充実」のための具体策等、今後、引き続き検討していく必要のある課題も残されています。

今後、この議会基本条例の制定を契機に、県議会の更なる活性化が図られ、より県民に開かれた身近な県議会となることを期待し、当委員会の報告といたします。

IV 委員會設置等資料

県議会のあり方に関する検討委員会の設置

(平成23年6月15日議決)

名 称 県議会のあり方に関する検討委員会

目 的 県議会の今後のあり方に関する協議又は調整
を行うことを目的とする。

構 成 員 副議長及び議会運営委員会の委員

招集権者 議長

期 限 平成24年3月31日までとする。

県議会のあり方に関する検討委員会の設置期限延長

(平成24年3月22日議決)

平成23年6月定例県議会において議決した県議会のあり方に関する検討委員会の設置期限を下記のとおり延長する。

記

延長前の設置期限 平成24年3月31日まで

延長後の設置期限 平成24年6月30日まで

県議会のあり方に関する検討委員会規程

(平成23年6月20日議会告示第7号)

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第1号）第120条第4項の規定に基づき、県議会のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この委員会は、県議会の今後のあり方に関する協議又は調整を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、副議長及び議会運営委員会の委員とする。

(座長)

第4条 委員会に座長を置き、副議長をもってこれに充てる。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、議長が招集する。

2 委員会の会議は、原則として委員全員が出席して開くものとする。

3 委員がやむを得ない理由により出席できない場合は、当該委員の属する会派の議員の中から代理者を出席させることができる。

4 委員会の会議は、その決定で非公開とすることができます。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、議会事務局議事課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成23年6月15日から適用する。
- 2 この告示は、平成24年6月30日限り、その効力を失う。

委 員 名 簿

(平成23年6月15日～平成24年4月17日)

	氏名	会派	備考
座長	十屋 幸平	自由民主党	副議長
座長職務代理者	押川修一郎	"	議会運営委員長
委員	坂口 博美	"	議会運営委員
"	中野 廣明	"	"
"	横田 照夫	"	"
"	清山 知憲	"	議会運営副委員長
"	田口 雄二	新みやざき	議会運営委員
"	高橋 透	社会民主党	"
"	河野 哲也	公明党	"

※ 外山三博議長は、オブザーバー

委 員 名 簿

(平成24年4月18日～現在)

	氏 名	会 派	備 考
座 長	中野 一則	自由民主党	副議長
座長職務代理者	宮原 義久	"	議会運営委員長
委 員	星原 透	"	議会運営委員
"	丸山裕次郎	"	"
"	外山 衛	"	"
"	右松 隆央	"	議会運営副委員長
"	井上紀代子	新みやざき	議会運営委員
"	高 橋 透	社会民主党	"
"	河野 哲也	公 明 党	"

※ 外山三博議長は、オブザーバー

委員会活動経過の概要

開催回数（開催日）	協議事項等
第1回 (H23. 6. 22)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座長の職務を代理する委員の指名について ・ 委員会活動方針・計画について ・ 検討項目の提出について
第2回 (6. 29)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会活動方針・計画について ・ 検討項目について
第3回 (7. 20)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例の制定に向けての検討項目について
第4回 (7. 26)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例の制定に向けての検討項目について
第5回 (8. 26)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例の制定に向けての検討項目について ・ 検討項目に係る全国の取組状況について ・ 検討に当たっての優先順位について ・ 議会基本条例の制定に向けた流れについて
第6回 (9. 22)	<p>[条例に盛り込む項目に関する具体的な検討]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算審議の強化について ・ 議会の会期について ・ 反問権について ・ 議員間討議について
第7回 (10. 3)	<p>[条例に盛り込む項目に関する具体的な検討]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算審議の強化について ・ 議会の会期について ・ 反問権について ・ 議員間討議について ○ 知事等と議会との関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監視機能の強化について ・ 政策立案及び政策提言について

第8回 (10. 11)	<p>[条例に盛り込む項目に関する具体的な検討]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算審議の強化について ・ 議会の会期について ・ 反問権について ・ 議員間討議について ○ 知事等と議会との関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監視機能の強化について ・ 政策立案及び政策提言について ○ 議会と県民との関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民意思の反映について ・ 広報広聴活動の充実について ・ 県民（請願者等）への説明責任について
— (10. 26~28)	<p>県外調査 調査先：長野県議会、三重県議会、奈良県議会</p>
第9回 (11. 4)	<p>[条例に盛り込む項目に関する具体的な検討]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外調査を踏まえての意見や考え（検討項目ごとに）について ・ 検討項目ごとの方向性について
第10回 (11. 25)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の協議結果について ・ 議会基本条例に盛り込む項目等について ・ 議会基本条例の基本理念等について
第11回 (12. 9)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の協議結果について ・ 政策条例検討会議への提案時期について
第12回 (H24. 3. 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例要綱案等について ・ 議会基本条例制定に向けてのスケジュールについて ・ 活動経過等報告書の構成について
第13回 (3. 16)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の協議結果について ・ 設置期限延長に係る議員発議案について ・ 活動経過等報告書について
第14回 (6. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座長の職務を代理する委員の指名について ・ 今後のスケジュールについて
第15回 (6. 19)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例案について ・ 委員会報告書について

《 參考資料 》

委員会活動方針・計画

1 基本方針

県議会のあり方に関して取り組むべき事項について、協議又は調整を行う。

具体的には、検討する必要があると考えられる項目を洗い出した上で、次の（1）と（2）とに仕分けし、それぞれ記載のとおり処理する。

（1）検討委員会で検討すべき項目

具体的な検討を行い、一定の結論を出す。

（2）別の協議の場で検討すべき項目

方向性を示した上で、別の協議の場に検討を引き継ぐ。

2 委員会の開催ペースについて

委員会の開催ペースについては、次のとおりとし、全体で10回程度とする。

ただし、検討項目数、進捗状況等によっては、別途開催することもある。

（1）開会中（1週間前議運も含む）

2回程度（1週間前議運開催日、特別委員会開催日）を目途に開催する。

（2）閉会中

1回程度（閉会中の常任委員会開催日）を目途に開催する。

3 先進地（県外）調査について

今後、検討していく中で、必要に応じて実施する。

4 検討結果の報告方法について

検討結果、経過等は、隨時、県議会ホームページに掲載するなど、県民に公表する。

なお、最終報告については、2月定例会までに行う。

5 協議の進め方について

議論の内容によっては幹事長会議に協議の場を移すこともある。

6 その他

委員外議員は、他の委員会（常任委員会等）と同様の取扱いとする。

県外調査における調査事項の概要

(調査期間：平成23年10月26日～28日)

○ 長野県議会

- ・ 議会基本条例は平成21年10月に制定（都道府県では全国9番目）。条例化の作業期間は、1年9か月程度を要した。
- ・ 条例に盛り込んだのを機に始まった新たな取組としては、議員間討議、委員会の公開、県政報告会の実施が挙げられる。
- ・ 反問権については、条例に盛り込んでいない。他県の先行事例の多くが趣旨確認程度に留まっており、議長の議事整理権で対応できること、また、完全な反問権を与えると対等な議論が出来ず、混乱を招く恐れがあること等がその理由。
- ・ 議員間討議については、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会で実施に努めるよう条例で規定。時間の設定等の特別な申し合わせ等はないが、議題となっている事件の論点と合意形成までの過程を明らかにするため、委員長が進行する中で、議員間討議を促す発言を行っている。
- ・ 県民との対話集会等的なものとしては、「こんにちは県議会です」を開催。県民に対して県議会の活動内容をお知らせする「県政報告会」と、地域の諸課題について、一般県民や自治体関係者等と意見交換等を行う「ふれあいミーティング」で構成しており、年1回程度開催している。県民がどれだけ来てくれるのかがポイントであり、県民が集まりやすい平日の昼間に設定している。

○ 三重県議会

- ・ 議会基本条例は平成18年12月に制定（都道府県では全国初）。
- ・ これまでの議会改革の主な取組としては、会期等の見直し（定例会回数を4回から2回）、予算決算常任委員会の設置、議会改革諮問会議（附属機関）の設置、議長の定例記者会見の実施、「現場de県議会」の開催等が挙げられる。
- ・ 議員間討議については、委員会のほか、調査機関や検討会等での実施も条例で定めている。
- ・ 議長の定例記者会見については、これまで「現場de県議会」の開催やインターネットシップの受入など、年間を通じて行事があったため、テーマの選定で困ったことはない。

- ・ 調査機関の設置については、事例として「財政問題調査会」と「議員報酬等に関する在り方調査会」の2つがある。このうち、財政問題調査会については、学識経験者3名で構成しており、議員も加わることができる。当調査会の答申後に議員のみで構成する政策討論会議で更に議論し、知事に政策提言を行った例もある。
- ・ 平成15年に全議員で構成する議会改革推進会議を設置しており、現在は、同会議のもとに2つの検討プロジェクト会議を設け、会期等のさらなる見直しや議会基本条例に関する検証・検討を行っている。

○ 奈良県議会

- ・ 議会基本条例は平成22年12月に制定。
- ・ 現在、「議会改革推進会議」において、質問要旨の傍聴者への配布、議案の賛否の公表、予算・決算委員会のあり方の3項目を中心に検討している。
- ・ 予算審査については、予算審査特別委員会を2月と9月の定例会時に設置。一部議員（全議員が2年に1回の割合で委員となる）により、請願・陳情及び決算議案を除く提出議案の審査を行っている。
- ・ 反問権については、本来の反問を認めることは難しいが、趣旨確認であれば現状で認めていたため、条例に盛り込んでいる。
- ・ 議員間討議については、特別委員会において実施した例あり。ある課題を設定した上で、今後執行部に提案する事項について議員間討議を行ったため、執行部は同席していない。
- ・ 特別委員会のあり方については、条例策定作業の中で見直しを行った。その結果、政策課題を持って徹底的に議論するという整理を行い、設置等に関する申し合わせを定めた。
- ・ 議長の定例記者会見については、定例会毎に実施。テーマを見つけることに苦労しているが、これまで、議会改革推進会議や政策検討会議の進捗状況等を中心に取り上げている。

宮崎県議会基本条例の基本構成（案）

前文

地方分権一括法や地方分権改革推進法の施行などによる地方公共団体の自己決定権と責任の範囲の拡大に伴い、二元代表制の一翼を担う議会の役割及び責務が増大し、議会機能の充実強化が求められているなど、地方自治を取り巻く情勢は大きく変化してきた中で、本県議会は、これまで県民に開かれた、地方分権の時代にふさわしい新しい県議会の在り方を追求し、不断の議会改革に努めてきたところである。

ここに、本県議会は、県民の負託に真摯にこたえることを改めて決意し、この条例を制定する。

総則

1 目的 議会の基本理念、議員の責務及び役割等を明らかにするとともに、知事等と議会との関係、議会と県民との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

2 基本理念

議会の機能強化

県民を代表する機関として、その機能を最大限に發揮することにより、地方自治の確立を目指す。

知事等と議会との関係

二元代表制の一翼を担う存在として、議会の政策意思を明確に示すため、知事等への監視機能を強化するとともに、政策提言型の議会を目指す。

議会と県民との関係

多様な県民の意思の調整を図り、これを県政に反映させるため、県民に開かれた運営に努める。

各論

- 1 議員の責務及び活動原則
- 2 議会運営の原則
- 3 議会の機能強化
- 4 知事等と議会との関係
- 5 議会と県民との関係
- 6 議会活性化の推進
- 7 政治倫理
- 8 議会事務局等

補則

他の条例等との関係

条例の見直し

宮崎県議会基本条例案

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 議員の責務及び活動原則（第4条・第5条）
- 第3章 議会運営の原則（第6条・第7条）
- 第4章 議会の機能強化（第8条～第15条）
- 第5章 議会と知事等との関係（第16条～第18条）
- 第6章 議会と県民との関係（第19条～第23条）
- 第7章 議会活性化の推進（第24条～第26条）
- 第8章 政治倫理（第27条）
- 第9章 議会事務局等（第28条・第29条）
- 第10章 補則（第30条・第31条）
- 附則

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）や地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）の施行などによる地方公共団体の自己決定権と責任の範囲の拡大に伴い、二元代表制の一翼を担う地方議会の役割や責務が増大し、議会機能の充実強化が求められるなど、地方自治を取り巻く情勢が大きく変化している中で、本県議会は、これまで県民に開かれた、地方分権の時代にふさわしい新しい議会のあり方を追求し、不断の議会改革に努めてきたところである。

今、我が国においては、これまでの動きに加えて、更なる地方分権の進展を求める、地方から次世代に向けた新たな取組が始まっている。しかしながら、一方で、地方財政は、国家財政とともに極めて厳しい状況に陥っており、多様な行政課題に対して、限られた財源の中での施策の重点化を図ることが必要となってきた。

したがって、県民の意思が適切に県政に反映されるよう、県民の代表である議会が、知事等の事務執行に対する監視及び評価を行いつつ、政策立案及び政策提言に努め、合議制の機関として県民に分かりやすく議論を尽くすことが、ますます重要になってきている。

ここに、本県議会は、地方分権の一層の深化が展望される中で、今後とも議会の活性化を図りながら、県民の負託に真摯に応えることを改めて決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を明らかにするとともに、議会と知事等との関係、議会と県民との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託に応え、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 知事等 知事その他の執行機関をいう。
- (2) 本会議等 本会議及び委員会等をいう。
- (3) 委員会等 委員会及び協議等の場をいう。
- (4) 協議等の場 議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。
- (5) 質問等 質問又は質疑をいう。

(基本理念)

- 第3条** 議会は、県民を代表する機関として、その機能を十分に発揮することにより、眞の地方自治の確立を目指すものとする。
- 2 議会は、二元代表制の一翼を担う存在として、議会の政策意思を明確に示すため、知事等への監視機能を強化するとともに、政策提言型の議会を目指すものとする。
- 3 議会は、多様な県民の意思の調整を図り、これを県政に反映させるため、県民に開かれた議会運営に努めるものとする。

第2章 議員の責務及び活動原則

(議員の責務及び活動原則)

- 第4条** 議員は、県民の代表として常に県民全体の利益を考え、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託に応えるものとする。
- 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- 3 議員は、本会議等において質問等を行うに当たっては、質問等の論点を明確にし、県民に分かりやすくするよう努めるものとする。
- 4 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。

(会派)

- 第5条** 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
- 2 会派は、所属議員の活動を支援するとともに、積極的な政策立案及び政策提言に努めなければならない。
- 3 会派は、円滑かつ効率的な議会の運営に資するため、必要に応じて、会派間の協議及び調整に努めるものとする。

第3章 議会運営の原則

(議会運営の原則)

- 第6条** 議会は、合議制の機関として、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。
- 2 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、活発な議論が行えるように努めなければならない。
- 3 議会は、公正かつ県民に開かれた運営に努めなければならない。
- 4 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。
- 5 特別委員会は、社会情勢の変化等に伴う新たな県政の課題に対応して設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

(質問等の充実)

- 第7条** 議員は、本会議等において質問等を行うに当たっては、第4条に規定する議員の責務及び活動原則を自覚し、その内容の充実に努めるものとする。
- 2 本会議等において、説明のため議会から出席を求められた者は、議長、委員長又は協議等の場の会務を総理する者の許可を得て、質問等を行う者に対して答弁に必要な範囲内において質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

第4章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

- 第8条** 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(議会の会期等)

- 第9条 議会は、県政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができるよう、会期を定めるものとする。
- 2 議会は、緊急の課題等に対応するため、迅速かつ機動的に臨時会を開くことができるよう努めるものとする。

(予算審議の強化)

- 第10条 議会は、知事に対し、予算の調製の方針についての説明を求め、政策提言等を行うものとする。
- 2 議会は、予算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための機能の充実強化に努めるものとする。

(議員間討議)

- 第11条 議員は、議会の機能を十分に發揮するため、委員会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。
- 2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

(専門的知見の活用)

- 第12条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託を活用するものとする。
- 2 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(大規模災害等への対応)

- 第13条 議会は、大規模災害等の発生に際して迅速かつ機動的に調査活動等を行うための機能の充実強化に努めるものとする。

(調査研究)

- 第14条 議員は、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、県民の負託に応えるため、調査研究に積極的に努めるものとする。

(政務調査費)

- 第15条 議員の調査活動、広報広聴活動等の調査研究に資するため必要な経費の一部として、宮崎県政務調査費の交付に関する条例(平成13年宮崎県条例第29号。次項において「政務調査費交付条例」という。)で定めるところにより、会派及び議員に政務調査費を交付する。
- 2 会派及び議員は、政務調査費交付条例で定めるところにより、政務調査費の使途を明らかにしなければならない。

第5章 議会と知事等との関係

(知事等との関係の基本原則)

- 第16条 議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県勢の発展に取り組まなければならない。
- 2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならぬ。

(監視及び評価)

第17条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提言)

第18条 議会は、議員提案による条例の制定又は決議、特別委員会等の審査又は調査等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

第6章 議会と県民との関係

(県民の議会活動への参画の確保)

第19条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の制度の積極的な活用に努めるものとする。

(議会の説明責任)

第20条 議会は、議会運営、政策立案等の議会活動に関し、県民に対して説明する責務を有する。

(広報及び広聴の充実)

第21条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、議会活動に関して多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるものとする。

(委員会等の公開)

第22条 議会は、県民に開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(議会活動に関する資料の公開)

第23条 議会は、県民に開かれた議会運営に資するため、議会活動に関する資料を、宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）で定めるところにより公開するとともに、本会議及び委員会の会議録を県民が閲覧できるようにするものとする。

第7章 議会活性化の推進

(議会活性化の推進)

第24条 議会は、その機能を十分に發揮し、県民の負託に応えられるよう、議会活性化に継続的に取り組むなど、既存の制度や運営の方法等について、不断の見直しを行うものとする。

(議会活性化推進会議)

第25条 議会は、議会活性化の推進に関する基本的事項について協議又は調整を行うため、議会活性化推進会議を設置することができる。

(議員定数及び選挙区)

第26条 議員の定数及び選挙区は、議会が県民の意思を県政に反映する機能を十分に發揮するとともに、議会を能率的に運営しその意思決定を円滑に行うことができるよう、県議会議員の定数を定める条例（平成14年宮崎県条例第26号）及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和33年宮崎県条例第28号）で定める。

第8章 政治倫理

(政治倫理)

第27条 議員は、県民の負託を受けた代表として県政に携わる権能と責務を深く認識し、県民全体の利益の実現を図るために、議員としてふさわしい品位と識見をもって行動するものとする。

- 2 議員の資産等の公開については、政治倫理の確立のための宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年宮崎県条例第38号）の定めるところによる。
- 3 前2項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。

第9章 議会事務局等

(議会事務局)

第28条 議会は、政策立案及び政策提言に関する能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化に努めるものとする。

- 2 議長は、議会事務局職員の能力を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

(議会図書室)

第29条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

第10章 補則

(この条例と他の条例等との関係)

第30条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

(条例の見直し)

第31条 議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。